



看護師の基礎教育「大学」主流へ 新人臨床研修が制度化 —改正法 2010年4月から施行— 保助看法等の一部改正に対する日本看護協会の見解

「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が7月9日、第171回通常国会の衆議院本会議において全会一致で可決、成立しました（施行は2010年4月）。

社団法人日本看護協会（会長：久常節子、会員61万人）は、医療安全の推進や看護の質の向上、新人看護職の早期離職防止のためには、看護の基礎教育の年限延長・充実や、卒後の臨床研修制度化が喫緊の課題とし、教育体系の改革の必要性を強く社会に訴えてきました。

本会の訴えが国会議員有志の共感を得て、その熱意と強力なイニシアティブにより、看護職だけでなく医師団体、病院団体、教育団体も含めた幅広い意見交換を踏まえて医療界全体の賛同を得た成案が議員立法として提案されました。「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律」の一部改正法として与野党全会一致で可決、成立する運びに至ったことは、看護の新たな時代の幕開けとなる大きな一歩として高く評価するものです。

報道関係者の皆さまには、ご理解とご賛同をいただき、さまざまな機会にご紹介いただけますよう、よろしくお願いいたします。



衆議院厚生労働委員会（7月8日）

今回の法改正のポイント

1. 看護師の国家試験の受験資格の1番目に「大学」を明記
2. 保健師・助産師の教育年限が6カ月以上から「1年以上」に
3. 卒後臨床研修の「努力義務化」

■時代の要請に対応した看護教育体制が整備

今回の法改正は保健師、助産師、看護師の基礎教育の年限延長・充実です。具体的には、看護師の国家試験受験資格として「4年制大学を卒業した者」が1番目に明記され、4年制大学卒業を基本とすることが明確に打ち出されました。保健師および助産師も、国家試験受験資格としての教育年限が6カ月以上から1年以上に延長され、教育内容の充実が図られることとなっています。

少子高齢化、疾病構造の変化や医療の高度化、チーム医療の推進などにより、看護師に求められる能力や需要は増大しています。教育年限は60年近くそのままのため、カリキュラムは超過密となっています。そのため、新人看護師の看護実践能力と医療現場の期待する能力とが大きく乖離（かいり）し、医療安全という観点から極めて大きな問題となっているばかりか、1年以内に1割近くの新人看護職が早期離職するという深刻な事態を招いています。同時に高学歴化や少子高齢化の進展に伴い、今後、看護師基礎教育は4年制大学中心の教育体系への転換を強力に推進しなければ、質の確保だけでなく将来の看護師確保も困難となることが確実です。

保健師は、虐待防止や健康危機管理、生活習慣病予防、産業保健など活動内容が複雑・多様化し、高度な実践能力が求められています。助産師についても、病院や診療所での助産外来・院内助産で、ローリスク妊産褥婦に対して的確な判断力と質の高い助産技術で自律的に出産にかかわることが求められています。

これら時代の要請に対応した質の高い看護師、保健師、助産師を育成する教育体制の土台が築かれました。

■新人看護職の臨床研修で医療安全と離職防止

新人看護職の臨床研修や離職後の職場復帰のための研修が新たに努力義務として制度化されました。看護職本人の責務として、卒後の臨床研修その他の研修の受講に努めることが規定され、国は看護職の人材確保の基本指針の中に研修などの枠組みを定めるとともに、必要な財政やその他の措置を行うよう努める責務があるとしています。

さらに、病院などの開設者にも研修の実施と、看護職の受講機会の確保への配慮に努める義務があるとされました。これらの臨床研修などの実施により、看護師などの実践能力の向上と早期離職の減少が期待されます。

■法改正が看護の質向上と確保につながることを要望

このような法改正による枠組みの構築を踏まえ、今後は、いよいよ具体的内容の詰めと実行の段階に移ることとなります。厚生労働省および文部科学省では、今回の法改正をもにらみつつ、既に看護基礎教育の内容や臨床研修、大学での看護師等の教育のあり方等についての具体的検討が開始されています。臨床研修などへの財政措置が確実に行われることにより、看護の質の向上と看護職員確保に向け、法改正が真に実効ある制度改革につながることを強く要望します。